省　令

○総務省令第七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第八条関係） 補助金等の名称等 / 処分を制限する財産の名称 施設設備等の分類 / 財産の名称、構造等 / 処分制限期間（年） ［略］ / ［略］ / ［略］ / ［略］ 放送ネットワーク整備支援事業費補助金 情報通信基盤整備推進補助金 ［略］	**別表**（第八条関係） 補助金等の名称等 / 処分を制限する財産の名称 施設設備等の分類 / 財産の名称、構造等 / 処分制限期間（年） ［同上］ / ［同上］ / ［同上］ / ［同上］ 放送ネットワーク整備支援事業費補助金 ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和八年度に取得した財産からこれを適用する。

○法務省令第四十二号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

法務大臣　平口　洋

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（更生保護施設の宿泊費） **第四条**　規則第百十六条第一号の規定による措置（以下「宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。 一級地 / 二級地 / 三級地 八六九円 / 八六八円 / 八五五円	（更生保護施設の宿泊費） **第四条**　規則第百十六条第一号の規定による措置（以下「宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。 一級地 / 二級地 / 三級地 七五八円 / 七二二円 / 六八三円